

一般社団法人応用生態工学会

会員規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第3章に規定する会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種別及び資格要件）

第2条 本会の会員の種別及び資格要件は、定款第5条の規定に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- ② 学生会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、応用生態工学を志し、大学、短期大学、専門学校等の在籍を証明できる者
- ③ 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は法人若しくはその他の団体
- ④ 名誉会員 本会及び応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により総会において決定された者

（入会手続）

第3条 前条第1号から第3号に定める会員の入会の申込みは、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会の事務局に提出しなければならない。
 - ② 学生会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書のほか、学生証等在学を証明する書類（写しでも可。）を添付し、本会の事務局に提出しなければならない。
 - ③ 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会の事務局に提出しなければならない。
- 2 名誉会員は、理事会の推薦による総会における決定と、被決定者本人の同意をもって名誉会員となる。
- 3 第1項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。この場合において、入会を可とするときは、申込者に対してその旨の通知を発した日をもって入会日とする。

（権利義務）

第4条 会員の権利義務は、次項以下に定めるとおりとし、別に定める場合を除き、入会日をもって発生する。

- 2 正会員の権利義務に関する事項は、次の各号に定めるとおりとする。
- ① 総会に出席し、議決権を行使することができる。
 - ② 会誌、ニュースレター及び各種案内を受けることができる。

- ③ 研究発表会、ワークショップ、シンポジウム、賛助会員向け講習会、現地見学会、その他関連団体との共催行事等に参加することができる。
 - ④ 会費を納入しなければならない。
 - ⑤ 総会の決議を遵守しなければならない。
 - ⑥ 住所、氏名その他理事会において定める事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
 - ⑦ その他定款、規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。
- 3 学生会員には、前項第2号から第7号の規定を適用する。
 - 4 賛助会員には、第2項第2号から第7号の規定を適用する。
 - 5 名誉会員には、第2項第2号、第3号、第5号から第7号の規定を適用する。

(会費)

第5条 会費は、会員の種別に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 年額 6,000円。
 - ② 学生会員 年額 2,000円。
 - ③ 賛助会員 年額 1口100,000円とし、1口以上とする。
 - ④ 名誉会員 会費を納入することを要しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、正会員の入会初年度の会費は、当該正会員の入会日が当該初年度に開催された総会の後であるときは、当該初年度に限り、前項第1号に定める額の半額とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、学生会員が卒業又は修了した後、正会員として入会したときの会費の額は、入会した初年度に限り、第1項第2号に定める額とする。
 - 4 会費の納入は前納とする。ただし、特別の理由があるときには、6か月ずつ年2回にて分納することができる。
 - 5 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費の使途)

第6条 会費は、その50%以上を公益目的事業のために使用するものとする。

(会員名簿)

- 第7条 会長は、法令の定めるところにより会員名簿を作成し、これを事務局に備え置き、適切に管理しなければならない。
- 2 会員名簿は会員種別ごとに整理してこれを作成する。
 - 3 会長は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、すみやかにこれを行うものとする。

(届出内容の変更)

第8条 会員は、第3条第1項の入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会長は、定款第9条の規定により会員を除名したときは、当該会員であった者に対し、所定の除名通知書を送付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 定款第10条第1号及び第2号に規定する事由により会員が資格を喪失したときは、会長は、当該会員であった者に対し、所定の資格喪失通知書を送付しなければならない。

(細則)

第12条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 任意団体である応用生態工学会の各会員は、本規程の関係各規定の定めに関わらず、本規程の施行日をもって、それぞれ、本会の正会員、学生会員、賛助会員又は名誉会員となり、会員情報は引き継がれる。ただし、本会の各会員となることについて異議を述べた者はこの限りではない。
- 2 任意団体である応用生態工学会の各会員が、前項本文の規定により、引き続き、本会の会員となる場合において会費の支払を要するときは、初年度の会費は、従前の任意団体に納入した会費をもってこれを充当するものとする。
- 3 本規程は、本会設立の日から施行する(令和6年7月5日総会決議)。